

## 「令和3年度要員計画」について業務委員会を開催！

4月21日、地本は関西支社と「令和3年度要員計画」について業務委員会を開催しました。参加者は、組合側は柳楽副委員長、笹田副委員長、今田組織部長、渡邊組織担当部長、細田車両担当部長、下茂運輸担当部長、西業務部長。会社側は、岡本人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、丹藤車両課課長代理、深谷人事課係長でした。

### 1. 令和3年度初要員数

	駅	運輸	車両	施設	電気	その他	出向	新採者	計
基準人員	328	644	475	137	159	115	—	—	1858
社員数	442	756	538	151	170	168	288	50	2563

\*その他は非現業を示す。

\*社員数には専任社員を含む。

\*新採者は関西支社で採用したプロフェッショナル職の専門学校卒、高校卒を示す。

\*基準人員は、昨年度から主だった変更について、運輸所はダイヤ改正に伴い乗務員の変動があり昨年度よりマイナス46となり644人。電気系統については現業が昨年度より34名増えて159名。その他の非現業は、業務執行体制の見直しがあり昨年度よりマイナス59。全体では昨年度よりマイナス73人。社員数は昨年度より24人減った。

### 2. 令和3年度要員計画

#### (1) システム化・省力化等

施策件名	実施概要	要員計画
事務業務執行体制の見直し	・各鉄事支社内の事務サポート室を廃止し、事務統括センターに業務集約（R3定期移動日） ※管理部人事課へ移管分（+4）を含む	△3
システム化・省力化等 合計		△3

#### (2) 出向計画

54歳に達した日以降の出向者は、約30人で予定している。

新幹線の乗務員については、ここ数年間は運転本数の増加傾向をふまえて乗務員の出向を制限してきたところであるが、足元の運転本数の減や中長期的な要員受給状況及び、

54歳以降は原則出向という基本原則を踏まえて今年度については乗務員についても出向を見込んでいる。人数規模については約10名を考えているが、実際の出向数については受け入れ先となる出向先の状況等にもよるため、変動する可能性がある。

### (3) 採用及び退職

#### ①採用実績

採用系統	令和2年度実績	令和3年度初実績
運輸	40	37
車両	6	5
施設	3	4
電気	3	4
その他	1	—
計	53	50

#### ②令和2年度退職実績

定年退職・・・・・・・・・・49人

その他の退職・・・・・・・・・・34人

#### ③専任社員数

令和2年度初専任社員数 303人（うち出向185人）

令和3年度初専任社員数 259人（うち出向149人）

### (4) 乗務員養成等

#### ・養成計画数

運転士 約50人

車掌 約50人

#### ・駅異動

異動計画数 約10人

異動時期 令和4年2月（予定）

#### 【お知らせ】

「運輸系統における育児制限社員の職域拡大について」

育児制限社員の職域拡大につきましては、今回、運転士免許を取って育児制限社員について大阪修繕車両所における構内入れ換え専属の運転士として業務に従事することを担当する。これによって、駅、短区間巡回の乗務員にこういった制限がある方は日頃、業務が限

定されていましたが、構内運転士としての従事することが可能となり、会社としてもそういった方々の意欲、適正において活躍する場を拡大することになる。働き方の拡大につなげていきたいと思う。

※ 運輸系統における育児制限社員の職域拡大の概要

- ・大阪車両所の構内運転士として業務を行う。
- ・大阪修繕車両所に出勤
- ・令和3年10月から
- ・2名
- ・手当13000円

若干のやり取り

● 54歳原則出向について

組合：出向者30名の出向先と内訳を明らかにされたい。

会社：内訳等についてこの場で明らかにする考えはない。出向数については約30名、説明で明らかにした。一部の系統での出向者数を見直したものの、その他については概ね計画通りとしている。

組合：出向先は言えないのか。

会社：適切に選んでいるつもりである。個別具体的な出向先についてはこの場で明らかにするつもりはない。

組合：言えない理由は何か。

会社：会社として適切に選んでいる。具体的にこの場で明らかにするつもりはない。

組合：54歳原則出向に専任社員は含むのか。

会社：専任社員については専任社員就業規則を原則として定年退職時に従事していた業務に準ずるとするが原則である。

組合：今回の54歳原則出向の施行はいつからか。

会社：乗務員については、準備でき次第、実施していく。出向までのスケジュールを勘案すると7月以降順次、実施していく予定である。

組合：生活や事前の準備がいる、基本的には何日前か。

会社：具体的な数字は持ち合わせていないが、大体一ヶ月前後とか。事前通知は通常、2週間前が基本である。それよりも前にお伝えする。

組合：今回は10名程度であるが来年度以降の予定はあるのか。

会社：来年度のことは説明できないが、54歳以降の原則出向をふまえつつ、要員受給をふまえつつその都度検討していく。

組合：一般的な出向先の会社と今回の出向先は同じか。

会社：出向先については会社が責任持って対応していく。具体的にどこかということの回答は控える。

組合：10名については大阪第一運輸所、大阪第二運輸所で5人、5人か。

会社：そのへんの細かい部分の回答は控えたい。

組合：出向の希望者は優先するのか。

会社：希望はあったとしても、適正、経験などを加味しながら判断することになる。

組合：54歳以降の原則出向の乗務員の数は10名と説明があった。出向予定数は30名となっているが残りの20名の出向はあるのか。内訳はどうなっているのか。

会社：乗務員込みで恐縮であるが駅、運輸所で大体約15名。車両で約10名。全部で約30名である。

#### ●今年度の休日出勤について

組合：休日出勤はなくなるのか。

会社：休日出勤について、まず昨年の話になるが、休日出勤は発生していない。今年度については引き続き新型コロナウイルス感染症の影響など現時点での不透明な部分が多くて現時点で今後の輸送量の予想を立てることは困難な状況であるが、一律の休日出勤は発生しないものと考えている。

#### ●年休発給・失効について

組合：出向に出す中で、年休抑制にはならないのか。

会社：年休は申込みされるかどうかで、一概には言えない。

組合：令和2年度の年休の消化率、取得の実績はどうなっているのか。

会社：系統別で駅が19日程度。運輸所（合計）は約20日程度。車両は17日程度。施設は10日程度。電気は17日程度。非現業は14日程度。新型コロナウイルス感染症の影響で外出規制とかあるので、そういうところもあるのではないかと考えている。

#### ●車両所要員関係について

組合：車両所で昨年の基準人員から今年は△2である。△2の内訳はどうなっているのか。

会社：検修データの確認に関する業務の関係で△2となっている。

組合：これは管理者も含んだ△2なのか。

会社：そうである。

#### ●緊急のコロナウイルス感染防止対策について

組合：今後、緊急事態宣言が発せられるかもしれない状況である。支社として具体的な感染対策は考えているのか。

会社：これまでいろいろやってきているところである。基本的な対策であれば、換気、消毒、熱があれば直ぐに申告するとかそのような対策を継続することは大事だと思っている。

組合：今回も昨年に近い状況となっている。今は車両所関係のコロナウイルス感染症対策がなっていないと考える。そのような考えはないのか。

会社：現時点ではこうだという新しいものはないが、会社として今の状況を踏まえ対応していきたい。

組合：車両所や関連会社に対してもしっかりと感染対策を徹底するべきである。

組合：列車本数が減ると台検や交検の施行日や施行本数は変わってくるのか。

会社：運転本数が減れば可能性はあるかも。

組合：グリーン車の雑誌については止めないのか。感染の媒体になる可能性がある。サービックでは差し替えたり直したりする。感染拡大の元になる。西日本は（雑誌）止めている。

会社：現時点でどうなのかということは申し上げられない。そのような意見は受け止めたい。

●2021年4月より「70歳までの雇用」の努力義務について

組合：4月1日から法改正で65歳以降も雇用の関係で会社として現在どのような考えがあるのか。

会社：会社として法改正に則ってしっかり見ながらやっていきたい。

組合：65歳以降も専任社員の退職を向かえてそのまま仕事を継続したいという希望者は会社として優先して雇用するのか。

会社：法改正に則って会社は対応していく。シニア契約社員はある。

組合：サービックに出向中の社員がそのまま継続してサービックで働きたいと希望した場合、JR本体は関わってくれるのか。関わらないのか。

会社：（沈黙）。

組合：そのための法改正ではないのか。本人が希望すれば雇用するべきではないのか。

会社：会社として必要な対応をしていく。

組合：サービック会社のことであるが、65歳以降の雇用をするのかしないのかの判断はJR本体がするのか、出向会社がするのか。

会社：持ち合わせていない。必要な対応についてはやっていく。

組合：答えになってない。

組合：出向規定に出向者が退職になる時は、出向を終了するとなっている。そこの退職をするというのは65歳だが、今は65歳だがこれを70歳まで課題を課せられた場合、出向を終了させるのは会社であり、そこは出向延長させるのか、というような働きかけをするのかしないのか。というのが努力義務ではないのか。

組合：努力義務を会社としてどのように考えているのかということである。

会社：今、現行対応している状況であり。努力はしています。

組合：どんな努力をしているのか。65歳以上も働きたいという希望を言っても断られている。どんな努力をしているのか。

会社：シニア契約社員。

組合：シニア契約の話はしてない。専任社員の話をしている。

会社：（沈黙）。

●運輸系統における育児制限社員の職域拡大について

組合：育児限定なのか。人数的には何人か。

会社：2名程度。

組合：2名の他、希望者などもいて増やすことはないか。

会社：状況によっては増やすことはある。

組合：育児制限であるから日勤なのか。

会社：時間外労働が出来ない方で時短の方で時間帯は日勤の時間帯を考えている。

組合：夜勤は入らないということか。

会社：基本は8時45分から15時45分までである。

以上

コロナ禍を口実とした、会社による  
施策の一方実施については許さない！